

## 特別調査委員会報告：組織上の背景

- |  |   |
|--|---|
| <p>■各地区が抱える背景・リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区における独自ルールが存在</li> <li>・職員の高いコンプライアンス意識を醸成できていなかった</li> <li>・職員間のけん制が十分に働かない関係性</li> </ul> | <p>■内部統制・リスク管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の地区代表制の問題</li> <li>・職員からの職場環境に対する強い不満</li> </ul> |
|--|---|

## 特別調査委員会：提言

1. 組合長を筆頭とする経営幹部によるコミットメント（誓約）とイニシアティブ
2. 地区代表制が抱える問題に関する対策
3. コンプライアンス（内部統制）専門の担当理事の登用
4. 外部専門家の理事の登用
5. 広域人事を含む人事ローテーションの徹底とモニタリング
6. 食品衛生法の基礎の習得と食の「安心」に対する意識の向上
7. 加工場における規程の整備と運用の徹底
8. マニュアル等の規程に沿った業務の徹底とモニタリング
9. 実効的なコンプライアンス研修の実施
10. ヘルプライン制度の実効性確保に向けた取り組み
11. 職場環境の改善
12. 内部監査室の人的リソースの拡充

### 共通のガバナンス問題

- ・ 人事ローテーションの不徹底
- ・ コンプライアンス意識が乏しい
- ・ コンプライアンス研修の実効性が十分ではない
- ・ 職場環境に関する問題
  - ア.事業推進目標の設定方法と不十分な説明
  - イ.管理職におけるマネジメント能力が十分ではない
  - ウ.労務管理上の問題
- ・ ヘルプライン制度が十分に機能していない
- ・ 内部監査による実効的な調査まで至っていない

### 食品3事案

- ・ 食の「安心」に対する意識が乏しい
- ・ 食品に関する法令等の知識不足
- ・ 食品工場での食品関係法令違反の場合の自主回収ルールが明確ではない
- ・ 規程やマニュアルの不整備

### 高知事案

- ・ 業務フローの不遵守
- ・ 現場職員の固定と正規職員の流動

### 仁淀川事案

- ・ 連続職場離脱制度及び自主検査制度の形骸化
- ・ 対面による本人確認や意思確認の不徹底
- ・ 業務フローに係るルールの不徹底

## 組合員・利用者・消費者の信頼回復に向け、役職員一人一人がJAの基本的使命・社会的責任を再認識しコンプライアンスを徹底

## 再発防止策

### I.法令等遵守にかかる経営責任の明確化とガバナンスの再構築

- 役員責任の明確化
  - ✓ 役員責任調査委員の設置
- 執行体制の再構築
  - ✓ 予算、人事等の地区権限、地区採算の考え方等の見直し
  - ✓ 役員の選出方法や理事・監事定数の適正化等を含む役員体制の見直し
  - ✓ 理事会と専門委員会、その他会議体との役割分担等の見直し
- 不祥事再発防止策に係る進捗管理の強化

### II.コンプライアンス遵守の取組強化

- コンプライアンス・内部統制の体制再構築を担う新部署の設置
- コンプライアンス研修の強化
- ヘルプライン制度の活用促進

### III.適正な人事管理

- 人事情報の管理
- 人事ローテーションルールの策定
  - ✓ 金融事業のみならず経済事業含むルール策定
- 広域人事異動の実施
- 事業推進のあり方の再構築

### IV.監査機能の充実・強化

- 不正発見・抑止機能の強化
  - ✓ 監事、監査法人、内部監査室の3者合同会議の開催
  - ✓ リスクアプローチ監査の実施
- 内部監査室に適切な人員体制を確保

### V.事務リスク管理体制の整備・強化

- 事務指導態勢の強化
  - ✓ 事務指導要員の本所集約
- 事務手続、フロー等の統一
- 集金業務の廃止
- 連続職場離脱の適正運用

# J A 高知県 不祥事再発防止策骨子①（詳細）

令和4年1月14日 高知県農業協同組合

項目	内容	取組内容	取組期限等
Ⅰ.法令等遵守にかかる経営責任の明確化とガバナンスの再構築	① 役員責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立した第三者を加えた役員責任調査委員会を設置し、役員の当事者責任および管理監督責任を審議のうえ、理事会で決議する。</li> </ul>	R4年3月末
	② 執行体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算や人事等の地区の職務権限、地区採算の考え方等を見直しする。</li> </ul>	R4年3月～
		<ul style="list-style-type: none"> <li>役員の選出方法や理事・監事定数の適正化等を含む役員体制を見直します。<b>※次期改選時</b></li> </ul>	R5年3月末
		<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会と専門委員会、その他会議体との役割分担、その他理事会で議論すべき内容の整理等を見直しする。</li> </ul>	R5年3月末
③ 不祥事再発防止策に係る進捗管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区担当常務など該当地区や部署の会議への参加等を検討し、課題に対する責任者・部署を決定し、責任を明確にするなどの見直しにより、現在のリスク検討委員会や不祥事再発防止委員会の持ち方を再構築する。</li> </ul>	R4年3月末	
Ⅱ.コンプライアンス遵守の取組強化	① コンプライアンス・内部統制の体制再構築を担う新部署の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス担当部署を新設するとともに人員を増員し、コンプライアンス態勢を強化する。</li> </ul>	R4年1月14日
	② コンプライアンス研修の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の不祥事の管理上の問題点や再発防止策など題材の見直しを行い、コンプライアンス研修の計画を再構築し、効果的に研修を実施する。</li> </ul>	R4年4月～
	③ ヘルプライン制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報情報の保秘に対する不安や不利益取扱いのおそれを取り除くなど具体的な内容を強化し周知する。</li> </ul>	R4年4月～
Ⅲ.適正な人事管理	① 人事情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>経歴、資格等の人事に活用する情報を本所で一元管理する。</li> </ul>	R4年9月末
	② 人事ローテーションルールの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融事業のみならず経済事業における人事ローテーションルールを策定。</li> </ul>	R4年9月末
	③ 広域人事異動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>本所・地区間、地区相互間、旧J Aの範囲を超えた人事異動を実施する。</li> </ul>	R4年4月～
	④ 事業推進のあり方の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が理解と納得感をもって事業推進の達成に向けて業務遂行できるよう、目標設定の根拠や必要性を具体的に職員へ説明する。</li> </ul>	R4年4月～
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進目標の大幅な引き下げや推進結果を賞与へ反映させない仕組みなどを検討し、事業推進の基本方針を見直しする。</li> </ul>		R4年3月末	

※取組期限の「～」は該当年月より開始、その他は期限までの完了を意味する。

# J A 高知県 不祥事再発防止策骨子②（詳細）

令和4年1月14日 高知県農業協同組合

項目	内容	取組内容	取組期限等
Ⅳ. 監査機能の充実・強化	① 不正発見・抑止機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事、内部監査それぞれの役割分担を適切に行い、不正防止に向けた監査態勢を構築する為、監事、監査法人、内部監査室の3者合同会議を開催する。</li> </ul>	R4年2月～
		<ul style="list-style-type: none"> <li>不祥事案や過去の監査指摘の内容、フォローアップ監査での改善状況等を勘案し、リスクアプローチに基づく監査計画書を策定・実施する。</li> </ul>	R4年4月～
		<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクに関する各種報告書等を定期的に確認し、不正リスクの高い業務を把握し、随時チェック項目の更新を行う。内部監査チェックリストの改訂時には内部研修等を実施し、チェック目線の統一等により、抑止機能の向上を図る。</li> </ul>	R4年4月～
	② 内部監査室に適切な人員体制を確保する。		R4年4月～
Ⅴ. 事務リスク管理体制の整備・強化	① 事務指導態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一的な目線での事務処理の点検を実施するために、各地区の事務指導の要員を本所へ集約（事務指導部署や事務指導担当者の設置・明文化等）する。</li> </ul>	R4年4月～
		<ul style="list-style-type: none"> <li>不祥事をふまえて点検項目（共済代理店・職場離脱・集金業務廃止・組織会計・棚卸・現金・オペレーターカードなど）を見直しする。</li> </ul>	R4年4月～
		<ul style="list-style-type: none"> <li>事務手続・フローの遵守に対する研修を強化する。</li> </ul>	R4年4月～
	② 事務手続、フロー等の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>J A 高知県全体で統一されていない各事業の事務手続、フロー等を整理する。</li> </ul>	R4年4月～
	③ 集金業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>集金業務による現金の取り扱いの不祥事の発生リスクが大きいことから原則廃止する。</li> </ul>	R4年4月末
④ 連続職場離脱の適正運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本所主導で運用するための課題（計画策定部署や検証の仕組み）を検討し、要領（報告様式等）を見直しする。</li> </ul>	R4年3月末	

※取組期限の「～」は該当年月より開始、その他は期限までの完了を意味する。